

伊予市新型コロナウイルス感染症対策中小企業等応援給付金交付要綱

令和2年9月18日
伊予市告示第132号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動に支障が生じている中小企業等の事業継続を下支えするため、市が予算の範囲内で伊予市新型コロナウイルス感染症対策中小企業等応援給付金（以下「給付金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人にあつては本市の住民基本台帳に登録されている者、法人にあつては市内に主たる事業所を有する者
- (2) 給付金の受給後も引き続き事業を継続する意思がある者
- (3) 市税を完納している者
- (4) 国の持続化給付金又は県のえひめ版創業者持続化緊急給付金（以下「国県給付金」という。）の支給を受けていない者
- (5) 個人にあつては代表者、法人にあつては役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、交付対象者としな

- (1) 農林漁業を営む個人
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (3) 政治団体
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) その他市長が適当でないと認める者

(交付要件)

第3条 給付金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 令和2年2月から同年12月までの間において、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、1か月の事業収入が前年同月比で30パーセント以上減少又は連続する2か月の事業収入が、前年同期比で20パーセント以上減少していること。

(2) 直近の税務申告において、年間事業収入が120万円以上であること。

2 前条の規定にかかわらず、平成31年2月から令和2年3月までに新規開業した者で、事業収入が前年と比較ができない場合又は年間事業収入が120万円に満たない場合は、この限りでない。

(交付額)

第4条 交付する給付金の額は、個人にあつては20万円、法人にあつては40万円とし、交付は1回限りとする。

(交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和2年10月1日から令和3年1月31日までに、伊予市新型コロナウイルス感染症対策中小企業等応援給付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 個人又は法人の別及び業種が分かる書類

(2) 前年の事業収入が確認できる書類その他第3条第1項第1号の規定に該当していることが確認できる書類の写し（同条第2項に規定する場合においては、伊予市新型コロナウイルス感染症対策中小企業等応援給付金に係る収入等申立書（様式第1号の2））

(3) 市税完納証明書

(4) 振込先が分かる書類の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(給付金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、申請者に対し、伊予市新型コロナウイルス感染症対策中小企業等応援給付金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(給付金の請求)

第7条 前条の規定により給付金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、給付金を請求しようとするときは、伊予市新型コロナウイルス感染症対策中小企業等応援給付金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに給付金を交付するものとする。

(報告)

第8条 申請者は、給付金の申請後に、国県給付金を受けることとなった場合は、持続化給付金等受給報告書（様式第4号）により、市長に報告しなければならない。

(検査等)

第9条 市長は、給付金の交付の適正な執行を図るため、交付決定者に対し必要に応じて検査を行い、又は報告を求めることができる。

(決定の取消し及び返還)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付決定を取り消し、伊予市新型コロナウイルス感染症対策中小企業等応援給付金交付決定取消通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。この場合において、既に給付金が交付されているときは、伊予市新型コロナウイルス感染症対策中小企業等応援給付金返還請求書（様式第6号）により、市長はその返還を命ずることができる。

- (1) 国県給付金を受けることとなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により給付金の決定を受けたとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

（書類の保存等）

第11条 交付決定者は、給付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、とともに、当該給付金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月18日から施行する。

附 則（令和2年10月19日告示第152号）

この告示は、令和2年10月19日から施行する。